

令和5年1月16日
医薬・生活衛生局
血液対策課

献血推進計画の在り方について

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「血液法」という。）の主旨である血液製剤の安定供給とは、医療に必要な血液を過不足無く患者に届けることであり、そのためには、国、地方公共団体、日本赤十字社をはじめ、血液製剤の製造販売業者、医療機関、ボランティアの方々等の関係者の協力が必要になります。

その一方で、令和3年「地方分権改革に関する提案募集」において、都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）の策定義務付けの廃止の提案がされたことから、厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、県計画の在り方についても議論を頂きました。あわせて、関係県からも意見を頂きながら検討を進めてきました。

検討に当たっては、同審議会で出された意見を踏まえ、県計画の策定義務は引き続き維持するものの、策定する時期が遅い、策定自体が煩雑である等の意見もあることから、県計画の策定期間を十分確保できるようにすること等の措置を講ずる方向で議論を進めてきたところです。

今般、改めて県計画の在り方に関する各都道府県の意向を丁寧に確認するため、既にヒアリングで意見聴取した関係県も含めた全ての都道府県に対して、令和4年12月13日付で別添の調査票（資料1-2）を発出いたしました。

<調査結果> ※詳細は別添のとおり。

設 問	回答数
1 同計画の策定の義務付けを <u>廃止</u> すべき	6 件
2 同計画の策定の義務付けは <u>努力義務規定又は「できる」規定とすべき</u>	7 件
3 同計画の策定の義務付けは <u>現状維持</u> とすべき	10 件
4 同計画の策定の義務付けは <u>現状維持</u> とした上で、 <u>計画期間及び内容等を見直すべき</u>	23 件

※ 佐賀県からは「1若しくは2」と回答いただいております、表中に含めていません。

上記調査結果のとおり、都道府県の意向としては、「同計画の策定の義務付けは現状維持とした上で、計画期間及び内容等を見直すべき」が大半となっており、県計画については引き続き血液法に基づく計画として存置する一方、その計画期間及び内容等について、下記のとおり見直しを行うことといたします。

- ・同計画の記載事項のうち、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については引き続き毎年度変更することとする一方で、その他の「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項」については、必ずしも毎年度の変更は必要なく、変更の必要が生じたときのみ変更することで差し支えないこととする。
- ・同計画の策定に伴う手続（協議会開催等）については、各都道府県の判断に基づいて実施することで差し支えないことを明確化する。
- ・都道府県における計画策定作業の時間的余裕を確保するため、従来は国計画の告示後の2月末～3月末の期間で策定していたところ、今後は、各都道府県別の血液目標量が実質的に確定する11月末～3月末を策定に充てることが可能となるようスケジュールの見直しを行う。

今回、各都道府県から県計画に関し多くの貴重な意見を頂きました。厚生労働省として、今後も都道府県の実情に応じた取組の円滑化や事務負担の軽減といった観点を十分踏まえて制度の運用・改善に努めてまいります。